

**平成20年度
松江市原子力防災訓練**

《松江市実施要領》

松 江 市

平成20年度原子力防災訓練

【松江市】

《目的》

災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法、防災基本計画及び松江市災害応急対策計画(原子力災害編)に基づき、原子力発電所周辺地域住民の安全を確保するため、原子力発電所における異常事態の発生に備え、国、県、防災関係機関との連携の下に、緊急時に必要となる活動の訓練を実施することにより、防災業務従事者の原子力防災対策に対する習熟度を高めるとともに、周辺地域住民の訓練参加により、原子力災害に対する意識の高揚と知識の向上を図り、もって原子力防災体制を確立すること目的とする。

《実施日時》

平成20年10月28日(火) 8:30～14:00頃

(オフサイトセンター活動訓練は、平成20年10月9日、10日に実施済み)

《実施場所》

松江市役所本庁及び鹿島支所、島根支所、八雲支所、島根大学、市内高等学校、市内小中学校、幼稚園、保育所の一部、松江市立病院、八雲構造改善センター

《参加機関》

古江公民館、古江地区自治会長連絡協議会、鹿島佐太地区自治会、島根地区自治会長連絡協議会、島根県、島根県警本部、松江警察署、消防本部、松江市消防団、松江市立病院、松江市

《訓練想定》

“島根原子力発電所2号機が送電系統の異常により主変しゃ断器が開放し、所内単独運転に移行。送電系統の復旧目途がたたないため、発電所の停止操作に入り、その後の所内で必要な電力は非常用ディーゼル発電機から供給していたが、非常用ディーゼル発電機が故障停止したため、2号機は全交流電源が供給できない状況に陥り原子力災害対策特別措置法第10条に該当する事象となった。”という想定のもとで各種訓練を行う。

ただし、住民、児童参加の広域避難措置訓練については、住民、児童参加を考慮し、別途事象を想定して実施する。

※第10条事象 原子力災害対策特別措置法第10条による特定事象(原子力事業所の区域の境界付近において定められた基準以上の放射線量が検出されたこと、またはその他の政令で定める事象の発生)が発生し、原子力事業者から国、地方公共団体へ通報を行う事象。

《訓練項目及び内容》

☆市が主体となつて行う訓練

1. 初動対応訓練

(1) 緊急時における防災業務従事者の通信連絡訓練

○関係機関との通信連絡訓練

県、中国電力㈱、その他関係機関との間で、専用回線等を使用した通信訓練。

○組織内部での通信連絡訓練

【初期通信】

- ・防災安全課内の初期通信。
- ・本庁及び支所の関連要員への初期通信。
- ・支所内の初期通信。

【段階別通信】

- ・防災安全課と本庁関係課、支所との通信連絡。
- ・対策会議、災害対策本部構成員への通信連絡。
- ・本庁及び支所の段階別体制間での連携。

(2) 原子力事故対策会議設置運営訓練

松江市地域防災計画(原子力災害対策編)に基づき実施。

【本庁】

対策会議の招集、開催訓練(2回)。

【支所】

対策会議の招集、開催訓練(2回)。

2. 緊急時被ばく医療活動訓練

汚染患者の医療機関への搬送(松江市消防本部)、医療機関における二次被ばく医療処置訓練。

ヨウ素剤調合訓練。(松江市立病院)

3. 緊急時モニタリング要員派遣訓練

県の要請に基づき、要員を派遣し、緊急時モニタリング訓練に参加する。

訓練対象; 県緊急時モニタリングセンター構成員9名

(本庁環境保全課外9名)

4. 広報活動訓練

防災行政無線、有線放送、ケーブルテレビ、松江市ホームページ、携帯メール、広報車による住民広報訓練。(国際文化観光都市という地域特性から、一部媒体を外国語により実施)

広報車による訓練実施地区; 古江地区、鹿島地区、島根地区

5. 住民の避難措置等訓練

- ・住民の屋内退避指示、情報伝達訓練

訓練対象地区;古江地区、鹿島地区、島根地区

- ・住民の広域避難訓練

訓練対象地区;古江地区、鹿島地区、島根地区(各地区約40名参加)

6. 災害時要援護者の避難訓練

- ・災害時要援護者避難支援制度(地域で見守り助け合い事業)に沿った要援護者(高齢者)への情報伝達、広域避難訓練。

訓練対象地区;古江地区

7. 学校等の避難措置等訓練

- ・対象校等への避難等の指示伝達訓練。
- ・生徒等の屋内退避訓練及び原子力防災学習。

訓練対象学校等(ただし、一部保育所は伝達訓練のみ)

【大学】島根大学

【高等学校等】松江北、松江東、盲学校、松江ろう学校、松江養護、松江清心養護(県教委において実施)

【中学校】第一、鹿島、島根、島根大学附属

【小学校】母衣、法吉、持田、古江、恵曇、佐太、鹿島東、島根、島根大学附属

【幼稚園】母衣、持田、古江、恵曇、佐太、講武、島根大学附属

【保育所】恵曇、御津、マリン、野波、比津ヶ丘、みずうみ、みずうみ第2、ふたば、法吉

- ・児童の広域避難訓練。

訓練対象学校;恵曇小学校(5年生、6年生)

☆国、県、中国電力及び市共通の訓練

1. 初動対応訓練【県庁、市役所】

- ・緊急時通信連絡

緊急時の連絡体制に基づき、トラブル初動段階から原災法第10条通報までの県、市を中心とした関係機関相互の通信連絡を実施する。

- ・初動対応実動訓練

トラブル発生からの初動対応を、実時間に近いブラインド的な要素を取り入れ実施する。

トラブル事象の進展に伴い、対策会議等の所要の会議を開催する。

2. 緊急時モニタリング訓練【島根県保健環境科学研究所】

放射性物質放出から緊急事態解除までの活動に重点を置いたモニタリング訓練の実施。

3. 緊急時被ばく医療活動訓練【県立中央病院 ほか】

- ・緊急被ばく医療関係者研修(10月4日実施済み)

- ・汚染患者発生時の医療機関への救急搬送及び通信連絡訓練。

- ・安定ヨウ素剤内服液調剤訓練。

4. 学校等の屋内退避訓練・防災学習【県立高等学校、市内小中学校・幼稚園・保育所 ほか】

- ・防災行政無線等による通信連絡、学校等での教職員・生徒等への連絡、屋内退避訓練。

- ・原子力防災の基本的な事項に関する防災学習会の開催。

5. オフサイトセンター活動訓練【国、県、市 ほか】

原子力防災関係機関により、シナリオ非開示で図上演習を行う。(10月9日、10日実施済み)

《訓練の中止》

災害の発生又は発生のおそれがある場合は、状況により訓練を中止する